

事務局職員の通年輕装勤務の試行実施について

例年５～１０月の期間に限って実施している輕装勤務について、省エネルギー対策の推進と働きやすい職場環境整備を目的に、下記により試行的に通年で実施いたします。ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

１．試行期間 令和７年５月１日～令和８年３月３１日

２．取組内容

- ① 年間を通じて、ノーネクタイ・ノージャケットによる輕装勤務を可とする。
- ② 社会通念上必要とされる場合においては、ネクタイやジャケットを着用するなど相応の服装とする。
- ③ 夏季期間（７月～９月）はポロシャツの着用、冬季期間（１０月～４月）はカーディガン等の重ね着を可とする。
- ④ 冷暖房の適切な温度設定など、省エネルギー対策に努める。

本件担当：総務財政課